

第27号議案

品川区手数料条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成29年2月22日

品川区長 濱野 健

品川区手数料条例の一部を改正する条例

品川区手数料条例（平成12年品川区条例第5号）の一部を次のように改正する。

別表(5)の表60の3の項の次に次のように加える。

| | | | |
|---|----------------------|--|-----------------|
| 60の3の2 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）第12条第1項または第13条第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定 | 建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料 | 次に掲げる区分に応じて、次に掲げる額（手数料の算出において、複合建築物（住宅部分（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第11条第1項に規定する住宅部分をいう。60の4の項から60の6の項までにおいて同じ。）と非住宅部分（同条第1項に規定する非住宅部分をいう。以下の項から60の7の項までにおいて同じ。）とを含む建築物をいう。次項および60の7の項において同じ。）の | 計画提出または計画通知のとき。 |
|---|----------------------|--|-----------------|

共用部分は、居住者以外の者のみが利用する部分の床面積の合計が居住者のみが利用する部分の床面積の合計より大きくなる場合に、非住宅部分として取り扱うこととし、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行令（平成28年政令第8号）第4条第1項に規定する内部に間仕切壁または戸を有しない階またはその一部であって、その床面積に対する常時外気に開放された開口部の面積の合計の割合が20分の1以上であるものに該当する部分を有する建築物の手数料の額は、当該部分を含む非住宅部分の床面積の合計により算出した額とし、非住宅部分の一部に工場等（工場、危険物の貯蔵または処理に供するもの、水産物の増殖場または養殖場、倉庫、卸売市場および火葬場、と畜場、汚

物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設をいう。以下この項、次項および60の7の項において同じ。)の用途を含む一の建築物の手数料の額は、非住宅部分の用途が工場等のみの場合以外の非住宅部分の場合により算出した額とし、特定建築行為（同法第11条第1項に規定する特定建築行為をいう。次項および60の7の項において同じ。）に該当する増築または改築（同法附則第3条第1項の規定が適用される特定増改築を除く。）を行う場合の手数料の額は、当該増築または改築に係る部分の床面積の合計に応じて算出した額）

- (1) 非住宅部分の用途が工場等のみの場合
ア 当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方

メートル未
満のもの
27,10
0円

イ 当該部分
の床面積の
合計が2,
000平方
メートル以
上5,000
平方メート
ル未満のも
の 80,
400円

ウ 当該部分
の床面積の
合計が5,
000平方
メートル以
上10,0
00平方メ
ートル未満
のもの 1
28,00
0円

エ 当該部分
の床面積の
合計が10,
000平方
メートル以
上25,0
00平方メ
ートル未満
のもの 1
61,00
0円

オ 当該部分
の床面積の

合計が25,
000平方
メートル以
上のもの
201,0
00円

(2) 非住宅部分
の用途が工場
等のみの場合
以外の非住宅
部分の場合

ア モデル建
物法（建築
物エネルギー
一消費性能
基準等を定
める省令（平
成28年経
済産業省・
国土交通省
令第1号。
60の4の
項および6
0の6の項
において「省
令」という。）
第1条第1
項第1号イ
の一次エネ
ルギー消費
量（以下こ
の項および
60の4の
項において
「一次エネ
ルギー消費
量」という。）
の算出に用

いるべき標準的な建築物を用いて評価する方法をいう。次項、60の6の項および60の7の項において同じ。)によるとき。

(7) 当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの
145,700円

(4) 当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 235,700円

(5) 当該部分の床面

積の合計
が 5, 0
00 平方
メートル
以上 10,
000 平
方メート
ル未満の
もの 3
09, 0
00 円

(I) 当該部
分の床面
積の合計
が 10,
000 平
方メート
ル以上 2
5, 00
0 平方メ
ートル未
満のもの
371,
000 円

(才) 当該部
分の床面
積の合計
が 25,
000 平
方メート
ル以上の
もの 4
35, 0
00 円

イ 標準入力
法等（実際
の設計仕様
の条件を基

に算定した
一次エネルギー消費量
を用いて評
価する方法
をいう。次
項、60の
6の項およ
び60の7
の項におい
て同じ。)
によるとき。

(ア) 当該部
分の床面
積の合計
が300
平方メー
トル以上
2,00
0平方メ
ートル未
満のもの
367,
100円

(イ) 当該部
分の床面
積の合計
が2,0
00平方
メートル
以上5,
000平
方メート
ル未満の
もの 5
23,7
00円

(ウ) 当該部

分の床面
積の合計
が 5, 0
0 0 平方
メートル
以上 10,
0 0 0 平
方メート
ル未満の
もの 6
4 6, 0
0 0 円

(イ) 当該部
分の床面
積の合計
が 10,
0 0 0 平
方メート
ル以上 2
5, 0 0
0 平方メ
ートル未
満のもの
763,
0 0 0 円

(オ) 当該部
分の床面
積の合計
が 25,
0 0 0 平
方メート
ル以上の
もの 8
71, 0
0 0 円

60の3の3 建築物
のエネルギー消費性
能の向上に関する法

建築物エネル
ギー消費性能
確保計画の変

次に掲げる区分に
応じて、次に掲げる
額（手数料の算出に

変更計画
提出また
は変更計

律第12条第2項または第13条第3項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定

更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料

において、複合建築物の共用部分は、居住者以外の者のみが利用する部分の床面積の合計が居住者のみが利用する部分の床面積の合計より大きくなる場合に、非住宅部分として取り扱うこととし、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行令第4条第1項に規定する内部に間仕切壁または戸を有しない階またはその一部であって、その床面積に対する常時外気に開放された開口部の面積の合計の割合が20分の1以上であるものに該当する部分を有する建築物の手数料の額は、当該部分を含む非住宅部分の床面積の合計により算出した額とし、非住宅部分の一部に工場等の用途を含む一の建築物の手数料の額は、非住宅部分の用途が工場等のみの場合以外の非住宅部分の場合により算出

画通知のとき。

した額とし、特定建築行為に該当する増築または改築（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律附則第3条第1項の規定が適用される特定増改築を除く。）を行う場合の手数料の額は、当該増築または改築に係る部分の床面積の合計に応じて算出した額）

(1) 非住宅部分の用途が工場等のみの場合

ア 当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 19,100円

イ 当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 56,400円

ウ 当該部分
の床面積の
合計が 5,
000 平方
メートル以
上 10,0
00 平方メ
ートル未満
のもの 9
0,000
円

エ 当該部分
の床面積の
合計が 10,
000 平方
メートル以
上 25,0
00 平方メ
ートル未満
のもの 1
13,00
0 円

オ 当該部分
の床面積の
合計が 25,
000 平方
メートル以
上のもの
141,0
00 円

(2) 非住宅部分
の用途が工場
等のみの場合
以外の非住宅
部分の場合
ア モデル建
物法による
とき。

(7) 当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上
2,000平方メートル未満のもの
102,100円

(4) 当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの
165,100円

(5) 当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの
216,000円

(I) 当該部分の床面積の合計が 10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの 260,000 円

(才) 当該部分の床面積の合計が 25,000 平方メートル以上のものの 305,000 円

イ 標準入力法等によるとき。

(7) 当該部分の床面積の合計が 300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの 257,100 円

(イ) 当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 366,700円

(ウ) 当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 453,000円

(エ) 当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 535,

| | | |
|--|---|--|
| | 000円 (才) 当該部 分の床面 積の合計 が25, 000平 方メート ル以上の もの 6 10, 0 00円 | |
|--|---|--|

別表(5)の表60の4の項事務の欄中「(平成27年法律第53号)」を削り、同項金額の欄中「第1号ウおよびエまたは第2号ウ、エおよびオに掲げる額の合計額(第1号ウもしくはエまたは第2号ウ、エもしくはオに規定する部分が存在しない場合は、当該部分に係る手数料の額を除いた額)とし、共同住宅等の住戸ごとの申請と一の建築物の申請を同時にする場合の額は、共同住宅等のうち非住宅部分(建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第11条第1項の非住宅部分をいう。以下同じ。)を有しないものは第1号イおよびウまたは第2号イおよびウに掲げる額の合計額とし、共同住宅等のうち非住宅部分を有するものは第1号イ、ウおよびエまたは第2号イ、ウ、エおよびオに掲げる額の合計額とする。」を「住宅部分の額および非住宅部分の額を合算した額(住宅部分または非住宅部分が存在しない場合は、当該部分の額は合算しない。)とし、同一の建築物において住戸ごとの申請と一の建築物の申請を同時にする場合の手数料の額は、一の建築物の申請の場合により算出した額とし、住宅部分および非住宅部分を有する建築物の非住宅部分のみを申請する場合の手数料の額は、当該非住宅部分の床面積の合計を一の建築物の申請の場合における非住

メートル以内」を「以上2,000平方メートル未満」に改め、同欄(2)イ(ウ)中「を超え、5,000平方メートル以内」を「以上5,000平方メートル未満」に改め、同欄(2)イ(エ)中「を超える」を「以上の」に改め、同欄(2)ウ(ア)中「以内」を「未満」に改め、同欄(2)ウ(イ)中「を超え、2,000平方メートル以内」を「以上2,000平方メートル未満」に改め、同欄(2)ウ(ウ)中「を超え、5,000平方メートル以内」を「以上5,000平方メートル未満」に改め、同欄(2)ウ(エ)中「を超える」を「以上の」に改め、同欄(2)エ中「モデル建物法」の次に「（一次エネルギー消費量の算出に用いるべき標準的な建築物および省令第10条第1号イ(1)の屋内周囲空間の年間熱負荷（以下この項において「屋内周囲空間の年間熱負荷」という。）の算出に用いるべきものとして国土交通大臣が定める建築物を用いて評価する方法をいう。次項において同じ。）」を加え、「（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第2条第3号の建築物エネルギー消費性能基準について建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第1号）第1条第1号イに定める基準を用いる場合をいう。以下同じ。）」を削り、同欄(2)エ(ア)中「以内」を「未満」に改め、同欄(2)エ(イ)中「を超え、2,000平方メートル以内」を「以上2,000平方メートル未満」に改め、同欄(2)エ(ウ)中「を超え、5,000平方メートル以内」を「以上5,000平方メートル未満」に改め、同欄(2)エ(エ)中「を超え、10,000平方メートル以内」を「以上10,000平方メートル未満」に改め、同欄(2)エ(オ)中「を超え、25,000平方メートル以内」を「以上25,000平方メートル未満」に改め、同欄(2)エ(カ)中「を超える」を「以上の」に改め、同欄(2)オ中「標準入力法等」の次に「（実際の設計仕様の

条件を基に算定した一次エネルギー消費量および屋内周囲空間の年間熱負荷を用いて評価する方法をいう。次項において同じ。)」を加え、「(建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第2条第3号の建築物エネルギー消費性能基準について建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1号口に定める基準を用いる場合をいう。以下同じ。)」を削り、同欄(2)オ(ア)中「以内」を「未満」に改め、同欄(2)オ(イ)中「を超え、2,000平方メートル以内」を「以上2,000平方メートル未満」に改め、同欄(2)オ(ウ)中「を超え、5,000平方メートル以内」を「以上5,000平方メートル未満」に改め、同欄(2)オ(エ)中「を超え、10,000平方メートル以内」を「以上10,000平方メートル未満」に改め、同欄(2)オ(オ)中「を超え、25,000平方メートル以内」を「以上25,000平方メートル未満」に改め、同欄(2)オ(カ)中「を超える」を「以上の」に改め、同表60の5の項金額の欄中「第1号ウおよびエまたは第2号ウ、エおよびオに掲げる額の合計額(第1号エまたは第2号エもしくはオに規定する部分が存在しない場合は、当該部分に係る手数料の額を除いた額)」とし、共同住宅等の住戸ごとの申請と一の建築物の申請を同時にする場合の額は、共同住宅等のうち非住宅部分を有しないものは第1号イおよびウまたは第2号イおよびウに掲げる額の合計額とし、共同住宅等のうち非住宅部分を有するものは第1号イ、ウおよびエまたは第2号イ、ウ、エおよびオに掲げる額の合計額」を「住宅部分の額および非住宅部分の額を合算した額(住宅部分または非住宅部分が存在しない場合は、当該部分の額は合算しない。)」とし、同一の建築物において住戸ごとの申請と一の建築物の申請を同時にする場合の手数料の額は、一の建築物の申請の場合により算出した額とし、住宅部分

および非住宅部分を有する建築物の非住宅部分のみを申請する場合の手数料の額は、当該非住宅部分の床面積の合計を一の建築物の申請の場合における非住宅部分の床面積の合計とみなして算出した額」に、「() の手数料」を「() に相当する額」に改め、同欄(1)中「区長が別に定める」を削り、「書類」の次に「として区長が定めるもの」を加え、同欄(1)イ中「一の」を削り、同欄(1)イ(ア)中「以内」を「未満」に改め、同欄(1)イ(イ)中「を超える、2,000平方メートル以内」を「以上2,000平方メートル未満」に改め、同欄(1)イ(ウ)中「を超える、5,000平方メートル以内」を「以上5,000平方メートル未満」に改め、同欄(1)イ(エ)中「を超える」を「以上の」に改め、同欄(1)ウ(ア)中「以内」を「未満」に改め、同欄(1)ウ(イ)中「を超える、2,000平方メートル以内」を「以上2,000平方メートル未満」に改め、同欄(1)ウ(ウ)中「を超える、5,000平方メートル以内」を「以上5,000平方メートル未満」に改め、同欄(1)ウ(エ)中「を超える」を「以上の」に改め、同欄(1)エ(ア)中「以内」を「未満」に改め、同欄(1)エ(イ)中「を超える、2,000平方メートル以内」を「以上2,000平方メートル未満」に改め、同欄(1)エ(ウ)中「を超える、5,000平方メートル以内」を「以上5,000平方メートル未満」に改め、同欄(1)エ(エ)中「を超える、10,000平方メートル以内」を「以上10,000平方メートル未満」に改め、同欄(1)エ(オ)中「を超える、25,000平方メートル以内」を「以上25,000平方メートル未満」に改め、同欄(1)エ(カ)中「を超える」を「以上の」に改め、同欄(2)ア(ア)中「以内」を「未満」に改め、同欄(2)ア(イ)中「を超える」を「以上の」に改め、同欄(2)イ中「一の」を削り、同欄(2)イ(ア)中「以内」を「未満」に改め、同欄(2)イ(イ)中「を超える、2,000平方メートル以内」を「以上2,000

「00平方メートル未満」に改め、同欄(2)イ(イ)中「を超える、5,000平方メートル以内」を「以上5,000平方メートル未満」に改め、同欄(2)イ(エ)中「を超える」を「以上の」に改め、同欄(2)ウ(ア)中「以内」を「未満」に改め、同欄(2)ウ(イ)中「を超える、2,000平方メートル以内」を「以上2,000平方メートル未満」に改め、同欄(2)ウ(ウ)中「を超える、5,000平方メートル以内」を「以上5,000平方メートル未満」に改め、同欄(2)ウ(エ)中「を超える」を「以上の」に改め、同欄(2)エ(ア)中「以内」を「未満」に改め、同欄(2)エ(イ)中「を超える、2,000平方メートル以内」を「以上2,000平方メートル未満」に改め、同欄(2)エ(ウ)中「を超える、5,000平方メートル以内」を「以上5,000平方メートル未満」に改め、同欄(2)エ(エ)中「を超える、10,000平方メートル以内」を「以上10,000平方メートル未満」に改め、同欄(2)エ(オ)中「を超える、25,000平方メートル以内」を「以上25,000平方メートル未満」に改め、同欄(2)エ(カ)中「を超える」を「以上の」に改め、同欄(2)オ(ア)中「以内」を「未満」に改め、同欄(2)オ(イ)中「を超える、2,000平方メートル以内」を「以上2,000平方メートル未満」に改め、同欄(2)オ(ウ)中「を超える、5,000平方メートル以内」を「以上5,000平方メートル未満」に改め、同欄(2)オ(エ)中「を超える、10,000平方メートル以内」を「以上10,000平方メートル未満」に改め、同欄(2)オ(オ)中「を超える、25,000平方メートル以内」を「以上25,000平方メートル未満」に改め、同欄(2)オ(カ)中「を超える」を「以上の」に改め、同表60の6の項金額の欄中「共同住宅等のうち非住宅部分を有するものの申請の場合の手数料の額は、当該建築物の住宅部分の床面積の合計を第1号イまたは第2号ウもしくはエの床面積の合計とみな

して算出した額および当該建築物の非住宅部分の床面積の合計を第1号ウまたは第2号オもしくはカの床面積の合計とみなして算出した額を合算した額」を「住宅部分の額および非住宅部分の額を合算した額（住宅部分または非住宅部分が存在しない場合は、当該部分の額は合算しない。）」に改め、同欄(1)中「区長が別に定める」を削り、「書類」の次に「として区長が定めるもの」を加え、同欄(1)イ中「共同住宅等のうち非住宅部分を有しないもの」を「一戸建て住宅以外の建築物の住宅部分」に改め、同欄(1)イ(ア)中「共同住宅等」を「部分」に、「以内」を「未満」に改め、同欄(1)イ(イ)中「共同住宅等」を「部分」に、「を超え、2,000平方メートル以内」を「以上2,000平方メートル未満」に改め、同欄(1)イ(ウ)中「共同住宅等」を「部分」に、「を超え、5,000平方メートル以内」を「以上5,000平方メートル未満」に改め、同欄(1)イ(エ)中「共同住宅等」を「部分」に、「を超える」を「以上の」に改め、同欄(1)ウ中「アおよびイ以外の建築物のうち住宅部分を有しないもの」を「一戸建て住宅以外の建築物の非住宅部分」に改め、同欄(1)ウ(ア)中「建築物」を「部分」に、「以内」を「未満」に改め、同欄(1)ウ(イ)中「建築物」を「部分」に、「を超え、2,000平方メートル以内」を「以上2,000平方メートル未満」に改め、同欄(1)ウ(ウ)中「建築物」を「部分」に、「を超え、5,000平方メートル以内」を「以上5,000平方メートル未満」に改め、同欄(1)ウ(エ)中「建築物」を「部分」に、「を超え、10,000平方メートル以内」を「以上10,000平方メートル未満」に改め、同欄(1)ウ(オ)中「建築物」を「部分」に、「を超え、25,000平方メートル以内」を「以上25,000平方メートル未満」に改め、同欄(1)ウ(カ)中「建築物」を「部分」に、「を超える」を「以上の」

に改め、同欄(2)ア中「性能基準」の次に「(省令第1条第1項第2号イ(1)および同号ロ(1)に定める基準をいう。)」を加え、「(建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第2条第3号の建築物エネルギー消費性能基準について建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第2号イに定める基準を用いる場合をいう。以下同じ。)」を削り、同欄(2)ア(ア)中「住宅」を「部分」に、「以内」を「未満」に改め、同欄(2)ア(イ)中「住宅」を「部分」に、「を超える」を「以上の」に改め、同欄(2)イ中「仕様基準」の次に「(省令第1条第1項第2号イ(2)および同号ロ(2)に定める基準をいう。以下この項において同じ。)」を加え、「(建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第2条第3号の建築物エネルギー消費性能基準について建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第2号ロに定める基準を用いる場合をいう。以下同じ。)」を削り、同欄(2)イ(ア)中「住宅」を「部分」に、「以内」を「未満」に改め、同欄(2)イ(イ)中「住宅」を「部分」に、「を超える」を「以上の」に改め、同欄(2)ウ中「共同住宅等のうち非住宅部分を有しないもの」を「一戸建て住宅以外の建築物の住宅部分」に改め、「性能基準」の次に「(省令第1条第1項第2号イ(1)および同号ロ(1)または同項第3号に定める基準をいう。)」を加え、同欄(2)ウ(ア)中「共同住宅等」を「部分」に、「以内」を「未満」に改め、同欄(2)ウ(イ)中「共同住宅等」を「部分」に、「を超え、2,000平方メートル以内」を「以上2,000平方メートル未満」に改め、同欄(2)ウ(ウ)中「共同住宅等」を「部分」に、「を超え、5,000平方メートル以内」を「以上5,000平方メートル未満」に改め、同欄(2)ウ(エ)中「共同住宅等」を「部分」に、「を超える」を「以上の」に改め、同欄(2)エ中「共同住宅等のうち非住宅部分を有しないもの」

を「一戸建て住宅以外の建築物の住宅部分」に改め、同欄(2)工(7)中「共同住宅等」を「部分」に、「以内」を「未満」に改め、同欄(2)工(1)中「共同住宅等」を「部分」に、「を超え、2,000平方メートル以内」を「以上2,000平方メートル未満」に改め、同欄(2)工(4)中「共同住宅等」を「部分」に、「を超え、5,000平方メートル以内」を「以上5,000平方メートル未満」に改め、同欄(2)工(1)中「共同住宅等」を「部分」に、「を超える」を「以上の」に改め、同欄(2)才中「アからエ以外の建築物のうち住宅部分を有しないもの」を「一戸建て住宅以外の建築物の非住宅部分」に改め、同欄(2)才(7)中「建築物」を「部分」に、「以内」を「未満」に改め、同欄(2)才(1)中「建築物」を「部分」に、「を超え、2,000平方メートル以内」を「以上2,000平方メートル未満」に改め、同欄(2)才(4)中「建築物」を「部分」に、「を超え、5,000平方メートル以内」を「以上5,000平方メートル未満」に改め、同欄(2)才(1)中「建築物」を「部分」に、「を超え、10,000平方メートル以内」を「以上10,000平方メートル未満」に改め、同欄(2)才(才)中「建築物」を「部分」に、「を超え、25,000平方メートル以内」を「以上25,000平方メートル未満」に改め、同欄(2)才(カ)中「建築物」を「部分」に、「を超える」を「以上の」に改め、同欄(2)才中「アからエ以外の建築物のうち住宅部分を有しないもの」を「一戸建て住宅以外の建築物の非住宅部分」に改め、同欄(2)才(7)中「建築物」を「部分」に、「以内」を「未満」に改め、同欄(2)才(1)中「建築物」を「部分」に、「を超え、2,000平方メートル以内」を「以上2,000平方メートル未満」に改め、同欄(2)才(4)中「建築物」を「部分」に、「を超え、5,000平方メートル以内」を「以上5,000平方メートル未

満」に改め、同欄(2)力(I)中「建築物」を「部分」に、「を超え、10,000平方メートル以内」を「以上10,000平方メートル未満」に改め、同欄(2)力(オ)中「建築物」を「部分」に、「を超え、25,000平方メートル以内」を「以上25,000平方メートル未満」に改め、同欄(2)力(カ)中「建築物」を「部分」に、「を超える」を「以上の」に改め、同項の次に次のように加える。

| | | | |
|---|--|---|----------|
| 60の7 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号）第11条の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画の変更が軽微な変更に該当していることの証明 | 建築物エネルギー消費性能確保計画の変更が軽微な変更に該当していることの証明手数料 | 次に掲げる区分に応じて、次に掲げる額（手数料の算出において、複合建築物の共用部分は、居住者以外の者のみが利用する部分の床面積の合計が居住者のみが利用する部分の床面積の合計より大きくなる場合に、非住宅部分として取り扱うこととし、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行令第4条第1項に規定する内部に間仕切壁または戸を有しない階またはその一部であって、その床面積に対する常時外気に開放された開口部の面積の合計の割合が20分の1以上であるものに該当する部分を有する建築物の手数 | 交付申請のとき。 |
|---|--|---|----------|

料の額は、当該部分を含む非住宅部分の床面積の合計により算出した額とし、非住宅部分の一部に工場等の用途を含む一の建築物の手数料の額は、非住宅部分の用途が工場等のみの場合以外の非住宅部分の場合により算出した額とし、特定建築行為に該当する増築または改築（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律附則第3条第1項の規定が適用される特定増改築を除く。）を行う場合の手数料の額は、当該増築または改築に係る部分の床面積の合計に応じて算出した額）

- (1) 非住宅部分の用途が工場等のみの場合
ア 当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの
19,10

0円

イ 当該部分
の床面積の
合計が2,
000平方
メートル以
上5,00
0平方メー
トル未満の
もの 56,
400円

ウ 当該部分
の床面積の
合計が5,
000平方
メートル以
上10,0
00平方メ
ートル未満
のもの 9
0,000
円

エ 当該部分
の床面積の
合計が10,
000平方
メートル以
上25,0
00平方メ
ートル未満
のもの 1
13,00
0円

オ 当該部分
の床面積の
合計が25,
000平方
メートル以

上のもの
141,0
00円

(2) 非住宅部分
の用途が工場
等のみの場合
以外の非住宅
部分の場合

ア モデル建
物法による
とき。

(ア) 当該部
分の床面
積の合計
が300
平方メー
トル以上
2,00
0平方メ
ートル未
満のもの
102,
100円

(イ) 当該部
分の床面
積の合計
が2,0
00平方
メートル
以上5,
000平
方メート
ル未満の
もの 1
65,1
00円

(ウ) 当該部
分の床面

積の合計
が 5, 0
00 平方
メートル
以上 10,
000 平
方メート
ル未満の
もの 2
16, 0
00 円

(イ) 当該部
分の床面
積の合計
が 10,
000 平
方メート
ル以上 2
5, 00
0 平方メ
ートル未
満のもの
260,
000 円

(オ) 当該部
分の床面
積の合計
が 25,
000 平
方メート
ル以上の
もの 3
05, 0
00 円

イ 標準入力
法等による
とき。

(ア) 当該部

分の床面
積の合計
が300
平方メー
トル以上
2,00
0平方メ
ートル未
満のもの

257,
100円

(イ) 当該部
分の床面
積の合計
が2,0
00平方
メートル
以上5,
000平
方メート
ル未満の
もの 3
66,7
00円

(ウ) 当該部
分の床面
積の合計
が5,0
00平方
メートル
以上10,
000平
方メート
ル未満の
もの 4
53,0
00円

(エ) 当該部

分の床面
積の合計
が 10,
000 平
方メート
ル以上 2
5, 00
0 平方メ
ートル未
満のもの
535,
000 円

(+) 当該部
分の床面
積の合計
が 25,
000 平
方メート
ル以上の
もの 6
10, 0
00 円

付 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

(説明) 建築物エネルギー消費性能確保計画に係る適合性判定等に関する手
数料を定める必要がある。